

一般財団法人NBAバレエ団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人NBAバレエ団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県所沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、古典とコンテンポラリーの薫り高きバレエ芸術作品の創造活動を通じてバレエ芸術の普及につとめると共に、明日を担う舞踊手、振付家の育成と援助を行い、もってわが国の文化芸術の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 バレエ芸術作品の創造、普及を目的とした公演事業
- 二 世界的に著名な振付家等による作品創造及び招聘舞踊家による公演事業
- 三 バレエを学ぶ者の育成と援助、コンクール等の開催事業
- 四 一般公募によるバレエ芸術作品の各種公演事業
- 五 バレエ愛好家及び地域住民の文化向上に寄与するための事業
- 六 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、別表の財産を、この法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第6条 第5条の財産及びこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものは、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事

の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 正味財産増減計算書
 - 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - 六 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 一 監査報告
 - 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- 一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - 二 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事

- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

- 第 1 1 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された評議員の任期を他の評議員の任期に合わせ短縮することはできない。
- 3 評議員は、第 1 1 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第 1 2 条 評議員に対して、各年度の総額が 6 0 万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 5 章 評議員会

（構成）

- 第 1 3 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第 1 4 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- 一 理事及び監事の選任及び解任
 - 二 理事及び監事の報酬等の額
 - 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認
 - 五 定款の変更

六 残余財産の処分

七 基本財産の処分又は除外の承認

八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 評議員に対する報酬等の支給の基準

三 定款の変更

四 基本財産の処分又は除外の承認

五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 6名以上10名以内

二 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、5名以内を常勤理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常勤理事をもって法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 常勤理事のうち1名を副理事長、1名を芸術監督、1名を事務局長とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常勤理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常勤理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常勤理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。なお、増員により選任された監事の任期は、現任者の任期に合わせ短縮することはできない。

5 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第26条 この法人は、法人法第198条において準用する第111条第1項の役員の賠償責任について、同法第198条において準用する第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法人法第198条において準用する第115条の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

（構成）

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の目的である業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長（代表理事）及び常勤理事（業務執行理事）の選定及び解職

（招集）

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会員及び団員

（会員及び団員）

第32条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とし、バレエ団公演活動に参加従事することができるダンサーをNBAバレエ団団員（以下団員）とする。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の議決により、別に定める会員規程による。
- 3 団員に関する必要な事項は、理事会の議決により、別に定める団員規程による。

第9章 事務局

(事務局)

第 33 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局規程において別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 35 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(合併)

第 36 条 この法人は、法人の目的の事業遂行が不可能の場合は、評議員会の決議を経て、同じ目的を有する公益財団法人若しくは一般財団法人に合併できるものとする。

(残余財産の帰属)

第 37 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国または同じ目的を有する公益財団法人若しくは一般財団法人に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 11 章 公告の方法

(公告)

第 39 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第 12 章 附則

1 この法人の最初の事業年度は、設立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

2 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする

設立時評議員 堀 一也

設立時評議員 外崎芳昭

設立時評議員 新井兄三郎

設立時評議員 千早正美

3 この法人の設立時理事長、設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 久保 馨
設立時理事 榎本晴夫
設立時理事 久保綱一郎
設立時理事 鈴木直敏
設立時理事 森中悠子
設立時理事 薮下亜佐美
設立時理事 清水専央

設立時監事 岩木京子
設立時理事長 榎本晴夫
設立時常勤理事 久保綱一郎
設立時常勤理事 久保馨

4 この法人の設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

氏名 久保 馨
住所 埼玉県秩父市大宮 5 7 3 0 番地 7

以上、一般財団法人NBAバレエ団の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

令和1年 10月1日

設立者 久保 馨

別表

財産種別	場所・物量等
現金	10,000,000 円

令和3年9月13日一部改正
(令和3年9月13日評議員会決議)
令和5年9月25日一部改正
(令和5年9月25日評議員会決議)
令和7年6月16日一部改正
(令和7年6月16日評議員会決議)
令和8年5月27日一部改正
(令和8年5月27日評議員会決議)